

文書館 レキシ ノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪ 28

徳山毛利家文庫 逸史47 宝永2年

芸能ノオト③

鳴物・高声・音曲の停止

～防長における為政者の死と音～

【鳴物停止】

江戸時代において、鳴物停止（なりものちようじ）とは、為政者が死去した際、哀悼の意を表するために行われる事柄のひとつです。文字にあるとおり「鳴物」、つまり音を出す行為を一定期間取りやめることを指します。禁止された音の出る行為としては、「鳴物」（「鳴物音曲」とセットで表記されることが多いです）のほかに、「高声」（シートNo.6参照）や、「普請」（土木工事）などがありました。

ここで言う「為政者」とは天皇や将軍、大名などを指します。鳴物停止を命ずる「鳴物停止令」は、彼ら本人は勿論、その家族などの死が発令の対象となっていました。それ故、萩藩主や徳山藩主との関係が発令の基準となります。

「鳴物停止」を実施する場所は、萩藩の場合、江戸や京、大坂の各屋敷と国元です。しかし亡くなった人物によっては、国元も全域ではなく、萩・山口・三田尻の3ヶ所だけの場合や、萩に限っての実施となることもありました。

また停止が指示される期間も、幕令によ

る場合を除き、藩の判断に委ねられていたようです。藩主と死者との関係を鑑み、先例を基にして指示しています。特別な人物であれば長期間の禁止が指示されますが、多くの場合、3日程度となっていました。

このように先例に従いながら、鳴物停止の実実施場所・実施期間が定められていくわけですが、先例が少ない時期では紆余曲折も見られました。以下では、鳴物停止をめぐって悩んだ二つの事例を紹介します。

【事例1-老中の父の場合】

貞享2年（1685）4月18日のことです。阿部豊後守（正武、当時幕府の老中）の父・養拙老（正能）が死去しました。老中が死去した場合には、江戸屋敷は勿論、国元も17日間の鳴物・高声を禁じる指示が出されるところです。本件の場合、亡くなったのは老中の父であり、一般にはそうした禁令を出す必要がありません。しかし萩藩は悩みます。問題は阿部正武が「諸事殿様御頼入之御方」（いろいろなことで殿様が頼りにしている老中）であることでした。老中の死去であれば先例に従えばよいのですが、老中の父にはそれが当てはまりません。



逸史
(徳山毛利家文庫 逸史)

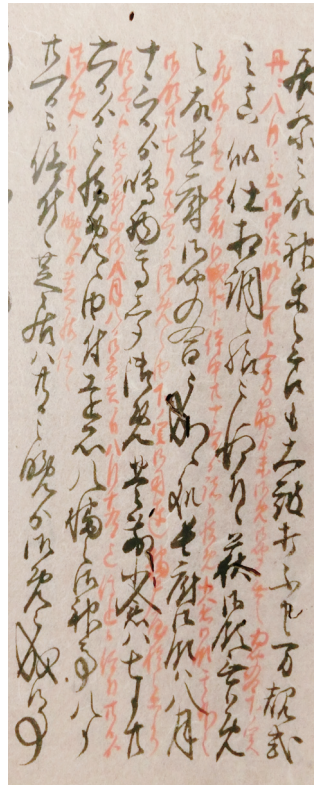
徳山毛利家文庫「逸史」は、現在59冊が公開されています。

「逸史」というタイトルが物語るように、失った歴史を復元しようとしたのか、徳山藩が一時断絶する正徳6年（＝享保元年、1716）より前の出来事を、いくつかの資料を基に編纂しています。作成は徳山藩記録所。作成された時期は、文政3～5年（1820-22）頃と考えられます。

徳山藩の断絶前の記録は非常に少ないため、当時の様相を知ることのできる資料です。

（八月十一日庄寺八幡宮之祭礼ハ）
居祭之故、神楽之節も大鼓打不申候、万規式之真似仕相調候様被仰付候、萩御領無御免之故、長府御間合被成候処、長府御領ハ八月十三日より鳴物高声御免、豊前小倉ハ七月廿六日より被指免候由付、遠石八幡之御神事八月廿一日被仰付候、芝居ハ廿日之晩より御免被成候事、

【黒字部分】



一方で全く禁令を出さないのも、日頃お世話になっている方に対して失礼になるのでは…。検討した結果、国元への報知は行わず、江戸屋敷に限り、3日間の鳴物・高声を禁じることにしました。

【事例2-祭礼を控えて】

次に徳山藩の事例です。宝永2年（1705）6月22日、5代将軍徳川綱吉の母が亡くなりました。将軍の母の死去ですから、長期間、鳴物等の禁止が通達されます。

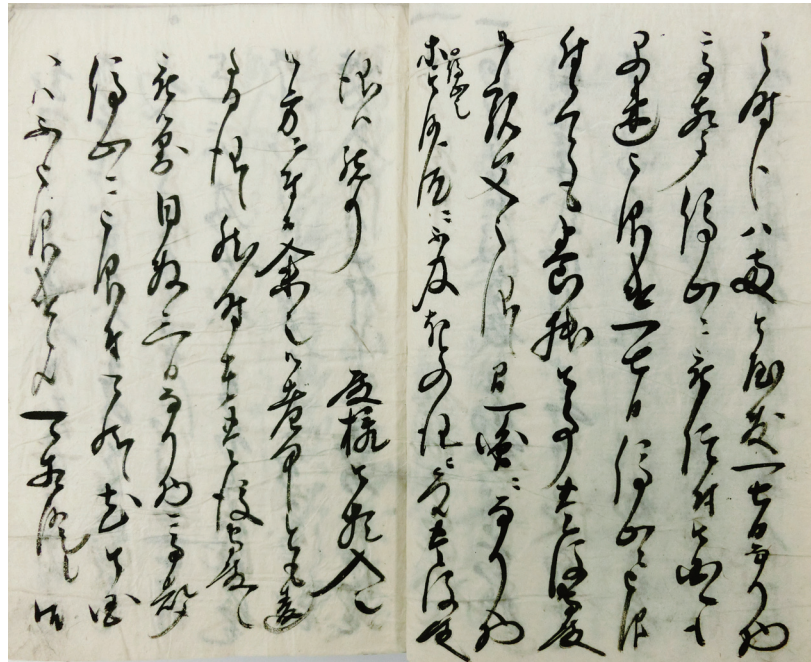
徳山藩も例外ではなく、8月に入っても鳴物等の停止は続いていました。ところが徳山では、この頃、大きな祭礼を控えていました。まずは富田の庄寺八幡宮。ここでは例年、8月11日から12日が祭日でした。この期間は鳴物停止中ですから大きな音は立てられません。そこで藩は、「神楽之節も大鼓打不申候、万規式之真似仕相調候様被仰付候」（神楽では太鼓は使用せず、普段の真似

で行うよう指示した）としたそうです。

次に遠石八幡宮の祭日も近づいています。こちらまでも「真似事祭礼」ではどうかと考えたのでしょうか、本藩である萩藩は依然鳴物等を禁止している中、徳山藩は近隣藩の動向調査に動きます。その結果、長府藩は8月13日から、豊前国小倉藩では7月26日から「鳴物高声」禁止が解除されていることがわかりました。そこで鳴物等の停止期間を8月19日までとし、20日にはこの禁令を解除しました。

この措置を踏まえ、遠石八幡宮の祭礼を8月21日へ動かすことで、通常の祭礼が執り行えることになりました。芝居も20日の晩には許されています。

こうした事例を積み重ねていくことで、鳴物停止は次第に形作られていったのでしょう。



「阿部豊後守殿御父養拙老死去二付、御屋敷内鳴物・高声用捨被仰付候事」（毛利家文庫31小々控4（2の1））より。阿部豊後守は他の老中とも違う「御頼入之御方」であることから、江戸に限って三日間の「なり（鳴）物・高声」の禁止を決定しました。なお、この時には国元への報知は行わなかったようです。

（…御老中之御本人御死去）

之時分八両御屋敷一七日なり物・

高声停止二被仰付、御国へも

早速被仰遣、一七日停止二被仰

付候へとも、養拙御事、豊後守殿

御親父之儀候間、一円二なり物

等停止之御沙汰二不及などの儀二候へ共、豊後殿

儀八諸事 殿様御頼入之

御方二付而、余之御老中とも違

たる儀候、然時者豊後守殿へ

被対、日数三日、なり物・高声

停止二被仰付可然候、尤御国

へハ不被仰遣候共可相澄候、御…